

議案第88号

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表1の項の表中

「

占用使用	集会室1	1時間につき	200円
	集会室2		200円

を

」

「

占用使用	集会室1	1時間につき	300円
	集会室2		300円

に

」

改める。

別表2の項第1号の表中

「

占用使用	大集会室（多目的ホールを含む。）	1時間につき	500円
------	------------------	--------	------

を

」

「

占用使用	大集会室（多目的ホールを含む。）	1時間につき	600円
------	------------------	--------	------

に

」

改める。

別表5の項の表中

「

	ステージのみ（大集会室）	100円
--	--------------	------

を

」

「

	ステージのみ（大集会室）	200円
--	--------------	------

に

」

改める。

別表 6 の項の表中

「	特別会議室	300円	を
」			
「	特別会議室	400円	に、
」			
「	陶芸室	300円	を
」	絵画室	200円	
「	陶芸室	400円	に、
」	絵画室	300円	
「	和室 2	200円	を
」	ギャラリー	400円	
「	和室 2	300円	に
」	ギャラリー	500円	

改める。

別表 8 の項の表中

「	占有使用	研修施設	1人1日につき	200円	を
」					
「	占有使用	研修施設	1人1日につき	300円	に
」					

改める。

別表 9 の項第 1 号の表中

「	個人使用	幕別町民プール	1人1回につき	300円	を
」		糠内町民プール		200円	
「		札内南町民プール		200円	
」		札内北町民プール		200円	
「		忠類町民プール		200円	
」	占有使用	幕別運動公園野球場	1時間につき	1,100円	

個人使用	幕別町民プール	1人1回につき	400円
	糠内町民プール		300円
	札内南町民プール		300円
	札内北町民プール		300円
	忠類町民プール		300円
占用使用	幕別運動公園野球場	1時間につき	1,600円

に、

	札内川河川緑地野球場		100円
--	------------	--	------

を

	札内川河川緑地野球場		200円
--	------------	--	------

に、

	札内川河川緑地サッカーコート		100円
	札内川河川緑地ラグビーコート		100円
	幕別運動公園アーチェリー場	1レーン1時間につき	100円

を

	札内川河川緑地サッカーコート		200円
	札内川河川緑地ラグビーコート		200円
	幕別運動公園アーチェリー場	1時間につき	100円

に

改め、同項第2号の表中

	グリーンダストトラック		500円
	フィールド		700円

を

	グリーンダストトラック		600円
	フィールド		1,000円

に、

個人使用	1人1回につき	300円
------	---------	------

を

個人使用	1人1回につき	400円
------	---------	------

に

改める。

別表10の項第1号の表中

占有使用	アリーナ	1時間につき	1,500円
------	------	--------	--------

を

占有使用	アリーナ	1時間につき	1,900円
------	------	--------	--------

に、

	武道場		400円
--	-----	--	------

を

	武道場		500円
--	-----	--	------

に、

	ランニングロード		100円
--	----------	--	------

を

	ランニングロード		200円
--	----------	--	------

に

改め、同項第2号の表中

占有使用	アリーナ	1時間につき	1,000円
	トレーニング室		100円
	武道場		500円

を

占有使用	アリーナ	1時間につき	1,300円
	トレーニング室		200円
	武道場		600円

に

改め、同項第3号の表中

占用使用	アリーナ	1時間につき	200円
------	------	--------	------

を

占用使用	アリーナ	1時間につき	300円
------	------	--------	------

に

改める。

別表11の項の表中

占用使用	多目的ホール	1時間につき	100円
	研修室		100円

を

占用使用	多目的ホール	1時間につき	200円
	研修室		200円

に

改める。

別表13の項第1号の表中

占用使用	多目的ホール	1時間につき	500円
------	--------	--------	------

を

占用使用	多目的ホール	1時間につき	600円
------	--------	--------	------

に

改める。

別表15の項の表中

	集会室		200円
	陶芸室		200円

を

	集会室		300円
	陶芸室		300円

に

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。